

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護 評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名	国税関係(受付)事務 全項目評価書
評価実施機関名	国税庁長官
提出日	令和3年8月12日
概要説明日	令和3年8月25日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 国税電子申告・納税特定個人情報ファイル	4
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	11
○ 総評	12
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項	12

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報
報

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—		問題は認められない	特定個人情報ファイルは、国税庁が国税関係(受付)事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	特定個人情報を認定クラウド等により入手することに伴うe-Taxのシステム改修は令和3年9月からプログラミングの開始を予定しており、プログラミング開始前の適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、32日間実施し、得られた意見への対応状況はe-Govで公表することとしており、事後の措置も適切である。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国税関係(受付)事務について、求められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	国税庁における番号制度への対応は国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は認められない	<p>国税関係(受付)事務の内容について、国税関係(受付)事務と国税関係(賦課・徴収)事務の関係及びe-TaxとKSKシステムの関係も示しつつ、事務の流れに即し具体的に分かりやすく記載している。</p> <p>また、別添1の事務の内容において、事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが明記されており、特定個人情報の流れとそれ以外の情報の流れを区別する、事象が起きる順に番号を付けている等、特定個人情報の流れを具体的に分かりやすく記載している。</p>
3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。		P.3	I 2. ②	問題は認められない		
4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。		P.4	I 2. ③	問題は認められない		
5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。		P.5	I 4. ①	問題は認められない		
6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。		P.5	I 4. ②	問題は認められない		
7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。		P.6 ～ P.7	I (別添1)	問題は認められない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	—	—	P.18 ～ P.29	Ⅲ、Ⅳ	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかが具体的に記載されている。
(10) 特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.29	Ⅳ 1. ①	問題は認められない	自己点検について、年1回、各人が情報管理体制に関する点検票を作成し管理者がその確認を行うこと等が具体的に記載されている。
71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。		P.29	Ⅳ 1. ②	問題は認められない	監査については、情報セキュリティ監査及び関連規程等の順守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施すること等が具体的に記載されている。 従業員等に対する教育・啓発について、年1回以上、情報セキュリティの確保等に関する研修を実施すること等について具体的に記載されている。	
72. 特定個人情報を取り扱う従業員等に対する教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。		P.29	Ⅳ 2.	問題は認められない		
73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。		P.29	Ⅵ 2. ④	問題は認められない	評価書の記載に関する意見の提出はなかったことが記載されている。	
(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2021/8/12	—	P.1	表紙	問題は認められない	国税庁は、国税関係(受付)事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、e-Taxのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した認証資格を取得していること等の特記事項として記載した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

国税電子申告・納税特定個人情報ファイル

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.8	II 2. ③	問題は認められない	<p>特定個人情報を取り扱う理由について、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法定調書等の名寄せや納税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用すること、納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用することが具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の入手・使用について、申告書等は納税者の利便性の向上のために書面だけでなくインターネットによる提出や認定クラウド等(申請等を行う者が利用するクラウドサービス又はオンプレミスで、申請等を行うために利用することを前提として認定クラウド等の提供事業者が国税庁長官の認定を受けているもの)による提出も認めていること、特定個人情報の保管・消去について、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、更に生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管すること、国税庁長官の定めるクラウド認定基準に基づき、認定クラウド等の提供事業者及び利用者の責任において、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置(立入り、アクセス制限を含む。)を講じること等が具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の提供について、公的給付支給等口座登録簿情報を口座情報登録システム(仮称)に提供するにあたり、専用線で提供することや国税庁に所得税の還付申請書等が提出された都度提供が行われること等が具体的に記載されている。</p>
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.8		問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	該当なし	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	問題は認められない	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.10	II 3. ⑧	該当なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11	II 4. ②	該当なし	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.11	II 4. ⑧	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.12	II 5. ②	問題は認められない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.12	II 5. ②	問題は認められない	
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.13	II 6. ①	問題は認められない			
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.13	II 6. ②	問題は認められない			
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.13	II 6. ③	問題は認められない			

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.18	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	<p>対象者以外の情報の入手を防止するリスク対策として、e-Taxを利用するためには、電子申告・納税等開始届出書を税務署に提出し、利用者識別番号と(仮)暗証番号を取得して、電子証明書を登録すること、又は厳格な本人確認後に取得した利用者識別番号及び暗証番号を用いること、もしくはマイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて利用者の登録を行う必要があること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.18	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	<p>必要な情報以外の入手を防止するリスク対策として、e-Taxにおいて、各種申請・届出等の情報を受付(收受)する際には、法令上必要な情報が含まれているかどうかの確認を行っていること、また、必要事項以外は入力できないよう制限していること、外国税務当局からの入手の際には各国共通のフォーマットに則り提供されること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	<p>入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失を防止するリスク対策として、e-Taxにおいて、各種申請・届出の情報を受付(收受)するに当たり、厳格な本人確認により払い出した利用者識別番号や電子署名を用いるほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLSIによる暗号化通信を行っていること、外国税務当局からの入手に当たり、共通送受信システム(CTS)を経由して行い、CTSへのアクセスは、事前に各国税務当局が登録した電子証明書による認証が必要となるほか、SFTP方式による通信経路の暗号化を行うこと等が具体的に記載されている。</p>
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	<p>認定クラウド等を利用する際に、特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、国税庁が国税庁長官の定めるクラウド認定基準(認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件)に基づき認定を行っていること、認定クラウド等とe-Taxとの間のデータの授受に際しては、利用事業者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることにより、提出者以外の情報を入手することを防止すること、不適切な方法で入手が行われるリスク対策として、認定クラウド等の提出領域へは、申請等を行う者及びアクセス権限が付与されている税務署長のみアクセスが可能となっていること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	<p>認定クラウド等を利用する際に、特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、国税庁が国税庁長官の定めるクラウド認定基準(認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件)に基づき認定を行っていること、認定クラウド等とe-Taxとの間のデータの授受に際しては、利用事業者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることにより、提出者以外の情報を入手することを防止すること、不適切な方法で入手が行われるリスク対策として、認定クラウド等の提出領域へは、申請等を行う者及びアクセス権限が付与されている税務署長のみアクセスが可能となっていること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	<p>認定クラウド等を利用する際に、特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、国税庁が国税庁長官の定めるクラウド認定基準(認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件)に基づき認定を行っていること、認定クラウド等とe-Taxとの間のデータの授受に際しては、利用事業者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることにより、提出者以外の情報を入手することを防止すること、不適切な方法で入手が行われるリスク対策として、認定クラウド等の提出領域へは、申請等を行う者及びアクセス権限が付与されている税務署長のみアクセスが可能となっていること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.20	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	<p>認定クラウド等を利用する際に、特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、国税庁が国税庁長官の定めるクラウド認定基準(認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件)に基づき認定を行っていること、認定クラウド等とe-Taxとの間のデータの授受に際しては、利用事業者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることにより、提出者以外の情報を入手することを防止すること、不適切な方法で入手が行われるリスク対策として、認定クラウド等の提出領域へは、申請等を行う者及びアクセス権限が付与されている税務署長のみアクセスが可能となっていること等が具体的に記載されている。</p>
<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.20	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	<p>認定クラウド等を利用する際に、特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、国税庁が国税庁長官の定めるクラウド認定基準(認定の対象となるクラウドサービス又はオンプレミスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに掲載されていること、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置を講じられていること、サーバが日本国内に所在していることなど、国税庁告示で定める要件)に基づき認定を行っていること、認定クラウド等とe-Taxとの間のデータの授受に際しては、利用事業者に一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報に一意に払い出されているアクセスキーを用いることにより、提出者以外の情報を入手することを防止すること、不適切な方法で入手が行われるリスク対策として、認定クラウド等の提出領域へは、申請等を行う者及びアクセス権限が付与されている税務署長のみアクセスが可能となっていること等が具体的に記載されている。</p>		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行うこと、共用IDの利用を禁止すること、アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、ユーザIDを発行すること、e-Taxへのログインの記録及び保有情報へのアクセスログの記録を行うこと、アクセスログについては、どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを、8年間ハードディスクに保存していること、また、アクセスログについては、必要に応じて内容の点検を実施していること等が具体的に記載されている。 。不正に複製されるリスク対策として、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行うバックアップ以外で複製してはならないこととしていること、職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないよう、プログラムにより制御を行っていること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.22	Ⅲ 3. その他の リスク	問題は認められない			

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 提供ルール	該当なし	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 消去ルール	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のためにしている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.23	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	<p>特定個人情報の移転について、e-Taxからの移転については、KSKシステムに対してのみ行うこと、移転の方法としては、データセンター内部に限定された回線を用いて行う仕組みとすること、移転する情報もシステムのみに限定していること等について具体的に記載されている。</p> <p>e-Taxから口座情報登録システム(仮称)へ特定個人情報を提供する際は、特定個人情報の提供の日時等を記録し、一定期間保存する等の措置をとること、専用線を使用し、情報を暗号化することで、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていること等について具体的に記載されている。</p>
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.25	Ⅲ 5. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑦情報提供 ネットワークシ ステムとの接 続について、 特定されたリ スクを軽減す るために講ず べき措置を具 体的に記載し ているか。記 載された対策 は、特定個人 情報保護評価 の目的に照ら し妥当なもの か。		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	お知らせ情報を対象者(マイナポータル利用者)へ連絡するために対象者の個人番号対応符号のみ情報提供ネットワークシステム経由で取得するようシステムで制御すること、情報提供ネットワークシステムへの接続は、インターフェイスシステム経由で接続されるため、安全に入手されることがシステムにより担保されること等が具体的に記載されている。
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクについて、e-Taxと情報提供ネットワークシステム間の回線を通じて入手する場合は、専用線を用いて、暗号化して入手することが具体的に記載されている。
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク5:	問題は認められない	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への本人確認情報照会に基づく厳格な本人確認が完了した個人番号をもとに、情報提供ネットワークシステムに対し個人番号対応符号の取得要求を実施し、誤った対象者にお知らせ情報を連絡しないようシステムで制御すること、J-LISへの本人確認情報照会に基づく厳格な本人確認が完了した個人番号とe-Taxの利用者識別番号で管理されたお知らせ情報を正しく紐付けること等が具体的に記載されている。
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク6:	問題は認められない	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 6. リスク7:	問題は認められない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.26	Ⅲ 6. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑧特定個人情報の 保管・消去について、 特定されたリスクを軽減 するために講ずべき措置を 具体的に記載しているか。 記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に 照らし妥当なものか。		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、特定個人情報を保有しているサーバの設置場所は、取り扱う情報の重要度等に応じて設定した情報取扱区域のクラス区分(区画)に応じた管理対策(入室制限)及び利用権限による情報取扱制限を設けた上で、併せて入室管理等の対策を講じていること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施すること、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新していること、サーバ及び職員パソコンへのソフトウェア導入は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システム的な検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしていること、外部からのアクセスに対しては、ファイアウォールや不正侵入検知システムを導入すること、国税庁内からデータベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断し、許可を得た者以外は、データベースの参照・更新・消去することができない仕組みとしていること等が具体的に記載されている。 認定クラウド等においては、国税庁長官の定めるクラウド認定基準に基づき認定クラウド等の提供事業者及び利用者の責任において、提供事業者及び利用者各々の立場から安全管理措置(物理的対策を含む。)を講じていること等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27 ～ P.28	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27 ～ P.28	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	問題は認められない	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.28	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>74.クラウド等を通じて申請書等を入力する際のリスク対策について具体的に記載されているか。また、記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.19 ～ P.20</p>	<p>Ⅲ 2. リスク2、4</p>	<p>問題は認められない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等を入力するために利用するクラウド等は国税庁長官の定めるクラウド認定基準により認定されたものであること ・認定クラウド等の提出領域へは利用事業者及びアクセス権限が付与されている国税庁職員のみがアクセス可能とすること ・認定クラウド等とe-Taxの間のデータの授受に際しては、利用者により一意に払い出されている利用者識別番号及び申請等情報により一意に払い出されているアクセスキーを用いること 等が具体的に記載されている。
		<p>75.公的給付支給等口座登録簿情報を口座情報登録システム(仮称)に提供する際のリスク対策について具体的に記載されているか。また、記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.24 ～ P.25</p>		<p>問題は認められない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供の日時等を記録し、一定期間保存する等の措置をとること、専用線を使用し、情報を暗号化すること ・通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしていること 等が具体的に記載されている。

【総評】

- (1) 国税関係（受付）事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 認定クラウド等を通じた入手に係るリスク対策、公的給付支給等口座登録簿情報の提供に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

（VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認）

- (1) 国税関係（受付）事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、外部からのアクセスに対しては、暗号化通信や、不正侵入検知システムを導入し不正なアクセスを検知した上で遮断するなどの旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。